

秋田県告示第251号

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年秋田県条例第75号）第10条の規定に基づき、令和5年における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を次のとおり公表する。

令和6年6月7日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 県外産業廃棄物の搬入に係る協議件数
734件（うち、内容の変更を伴う協議件数 95件）
- 2 県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数
734件
- 3 県外産業廃棄物の搬入状況の報告件数
734件
- 4 県外産業廃棄物の搬入量の概要

県外産業廃棄物の種類	搬入量（トン）			
	最終処分	中間処理	再生利用	合計
燃え殻	47	1,760	-	1,808
汚泥	9,923	6,998	674	17,595
廃油	-	24,001	-	24,001
廃酸	-	6,273	-	6,273
廃アルカリ	-	11,143	-	11,143
廃プラスチック類	-	10,987	-	10,987
金属くず	-	95	-	95
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	-	974	2,350	3,324
鉱さい	-	500	-	500
ばいじん	72	648	-	721
がれき類	-	11	-	11
繊維くず	-	12	-	12
木くず	-	197	293	490
動植物性残さ	-	713	176	889
廃PCB等	-	7,069	-	7,069
混合物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を含む。）、その他	5,158	79,870	-	85,028
合計	15,200	151,251	3,493	169,944

（注1）搬入量は、小数点以下を四捨五入して示しているため、合計が一致しない場合がある。

（注2）「-」は、搬入量が無いことを示す。

- 5 環境保全協力金の納入額
37,953,500円
- 6 環境保全協力金の使途
産業廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）と適正処理を推進するための事業の実施に要する経費の一部に充てた。